



ご預金等相続お手続きのご案内



取扱店

この冊子には、お亡くなりになられた方のご預金等の支払手続きが説明してあります。
ご不明な点は下記にお問い合わせください。

〈相談窓口〉 受付時間：平日午前9：00～午後5：00
電話番号：

目次

ご預金等相続お手続きの流れ	2
相続のお手続きが完了するまでのお取引について	3
お取引内容とお取扱い方法	3
残高証明書などの発行	4
相続に関して一般的にご用意いただく書類など	5
亡くなられた方(被相続人)の戸籍謄本について	6
相続人の方の戸籍謄本について	7
印鑑証明書について	7
ご参考	8
相続の開始	8
相続財産	8
法定相続人	8
相続開始から申告までの一般的な流れ	9
相続人確認表	10

ご預金等相続 お手続きの流れ

お亡くなりになったことのお申し出など

← 相続のお手続きが完了するまでのお取引について

※お亡くなりになった方(被相続人)のご預金等のお引出し、ご入金のお取扱いはできなくなります。 →3頁をご覧ください。
 ※お亡くなりになった方の(被相続人)の残高証明書などの発行が必要な場合 →4頁をご覧ください。

(一般的な相続お手続き)

遺言書あり

公正証書遺言以外

公正証書遺言

遺言はその人の財産の処分に関する最終意思でもあり、その意思の正確さが必要なため一定の方式が要求されますが、遺言の一般的な方法は次の3種類です。

※公正証書遺言

遺言者の遺言内容を、公証人が書き留めた遺言です。原本は公証役場があり、遺言者・証人2名以上、公証人の署名・捺印があります。

※自筆証書遺言

遺言者が自分で遺言の内容の全文と日付を記載して署名・捺印するものです。

※秘密証書遺言

遺言者が自分で遺言の内容と日付を記載して署名・捺印した後、封筒に入れて封をし、公証役場で証明してもらう方法です。

遺言書なし

遺産分割協議前

相続人間での遺産分割協議は終了していないが、とりあえず、遺産分割協議は金融機関から払戻しを受けた後に相続人間で行う場合などです。

相続人全員にて遺産分割協議

限定承認手続き、相続放棄の手続き

分割協議不成立

家庭裁判所の 調停・審判

相続人全員の合意による分割協議が整わない場合、家庭裁判所の調停または審判の手続きによって遺産を分割することになります。

分割協議成立

相続人が決まり、財産や債務の調査が終わった場合には、その財産や債務を相続人の間でどのように分けるかを定めることを遺産分割(協議)といい、この協議の内容をまとめたものが遺産分割協議書です。

(注)相続人の中に未成年者がいる場合は、未成年者の住所地の家庭裁判所へ特別代理人の選任の申立を行う必要があります。

ご預金等相続のお手続きに際して、ご用意いただく書類などは5頁をご覧ください。



相続のお手続きが完了するまでのお取引について

1. お取引内容とお取扱い方法

お亡くなりになった方（被相続人）のご預金等のお引出し、ご入金については、相続手続きが完了するまでお取扱いできなくなります。

また、下記のお取引につきましては、次のようにお取扱いさせていただきます。詳しくは窓口へお問い合わせください。

お取引内容	お取扱い方法
口座振替契約	<ul style="list-style-type: none">・口座振替を停止させていただきます。・収納会社へ契約名義の変更届出が必要な場合があります。（各収納会社へお問い合わせのうえご確認ください。）・新たな口座振替契約のお手続きをお願いします。
振込入金	<ul style="list-style-type: none">・振込でのご入金は、先方の金融機関に連絡のうえ、お振込依頼人様のご指示によりお取扱いいたします。・お家賃など継続的なお振込入金がある場合は、入金指定口座を変更していただくようお願いいたします。
自動継続定期預金	<ul style="list-style-type: none">・自動継続式定期預金の満期日が到来しましたら、この定期預金の継続手続きは自動継続せずに停止させていただきます。なお、継続をご希望の場合は、別途依頼書の提出など必要な手続きをお願いします。
総合口座取引	<ul style="list-style-type: none">・総合口座取引のお通帳を窓口へお持ちください。・総合口座普通預金に当座貸越がある場合は、総合口座定期預金と差引計算させていただきます。
当座預金取引	<ul style="list-style-type: none">・当座勘定規定に基づき解約処理いたします。・解約資金は、他のご預金の相続手続き時にお支払いいたします。・また、未使用の小切手、手形用紙を窓口へお持ちください。・なお、未決済の小切手、手形がある場合はお申し出ください。
貸金庫契約	<ul style="list-style-type: none">・開扉のお取扱いは停止いたします。・開扉、内容物のお受取り等のお手続きについては、担当係にお問い合わせください。
融資取引	<ul style="list-style-type: none">・融資のお取引につきましては、担当係にお問い合わせください。
その他	<ul style="list-style-type: none">・その他ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

2. 残高証明書などの発行

お亡くなりになった方（被相続人）の残高証明書などの発行が必要な場合は、次のとおりお取扱させていただきますので、窓口にお申し出ください。

また、下記のお取引につきましては、次のようにお取り扱いさせていただきます。詳しくは窓口へお問い合わせください。

(1) 発行のお申し出

残高証明書は、相続人、相続人代理人、遺言執行者、相続財産管理人、いずれかお一人のお申し出により発行いたします。

(2) 必要書類

次の書類をお持ちください。

相続人	①被相続人が亡くなられたことが確認できる戸籍(除籍)謄本 ※上記書類の中で相続人であることが確認できない場合は相続人の戸籍謄本 ②相続人(依頼人)の印鑑証明書 ③残高証明書発行依頼書(当金庫所定) ※ご依頼人の実印を押印してください。
相続人代理人	①被相続人が亡くなられたことが確認できる戸籍(除籍)謄本 ※上記書類の中で相続人であることが確認できない場合は相続人の戸籍謄本 ②相続人代理人書類(委任状など) ③相続人代理人の印鑑証明書 ④残高証明書発行依頼書(当金庫所定) ※相続人代理人の実印を押印してください。
遺言執行者	①遺言執行者であることがわかる書類(遺言執行者選任の審判書など) ②遺言執行者の印鑑証明書 ③残高証明書発行依頼書(当金庫所定) ※遺言執行者の実印を押印してください。
相続財産管理人	①相続財産管理人であることがわかる書類(相続財産管理人選任の審判書など) ②相続財産管理人の印鑑証明書 ③残高証明書発行依頼書(当金庫所定) ※相続財産管理人の実印を押印してください。

・ご預金が複数の店舗にある場合は、その店舗数分必要となります。
・また、ご依頼人の本人確認書類として運転免許証等の写真付公的証明書の提示をお願いします。

(3) 残高証明書等発行手数料

残高証明書等発行に際しては、当金庫所定の発行手数料をいただきます。

I

相続に関して 一般的にご用意 いただく書類など

確認欄		必要書類	ご説明事項	発行先
	1	相続手続依頼書	・相続人全員の方の自署、実印でのご捺印をお願いします。	当金庫窓口
	2	亡くなられた方の 戸籍謄本、除籍謄本、 改製原戸籍謄本など	・お生まれの時から、お亡くなりになったときまで 続いている戸籍謄本をすべてご用意いただきます。 ※すでにお亡くなりになっている推定相続人につ いて、別途、戸籍謄本をお願いすることがあります。	本籍所在の 市区町村役場
	3	相続人の戸籍謄本	・結婚、養子縁組などで除籍されている相続人の方 は、現在の戸籍謄本をご用意ください。	
	4	相続人の印鑑証明書 (ご依頼日時時点で発行日から 3カ月以内のもの)	・相続人全員(上記1の依頼書へ署名、ご捺印される 方)について、各1通必要です。 ※海外に住居のある方は、大使館、領事館で発行 されるサイン証明書が必要です。	現住所の 市区町村役場
	5	当金庫との 取引書類等	・亡くなられた方(被相続人)がお取引いただいた すべての通帳・証書、鍵、カードなどが必要です。 ※当座預金がある場合は、未使用の手形・小切手 もご返却ください。 ※次のお取引がある場合は、別に解約届などが必 要になります。 ・マル優、貸金庫、カードローンなど ※その他、必要に応じて払戻請求書やお振込用紙 など	当金庫窓口
	6	相続人の 実印・取引印	・預金の払戻印は実印が、名義変更される場合は引継 がれる方の取引印が必要になります。	
	7	遺産分割協議書 (遺産分割協議書がある場合)	・遺産分割協議書	
	8	調停調書・審判書 (遺産分割調停または審判が あった場合)	・調停調書正本または謄本 ・審判書正本または謄本および審判確定証明書	家庭裁判所
	9	遺言書 (遺言がある場合)	・遺言書および遺言検認調書謄本 ※公正証書遺言の場合、検認手続は不要です。 ・遺言執行者選任審判書 ※遺言書で遺言執行者が選任されている場合は不 要です。	検認手続は 家庭裁判所
	10	その他		

〈お願い〉

上記一覧表以外にもご用意いただく書類などにつきましては窓口にお問い合わせください。

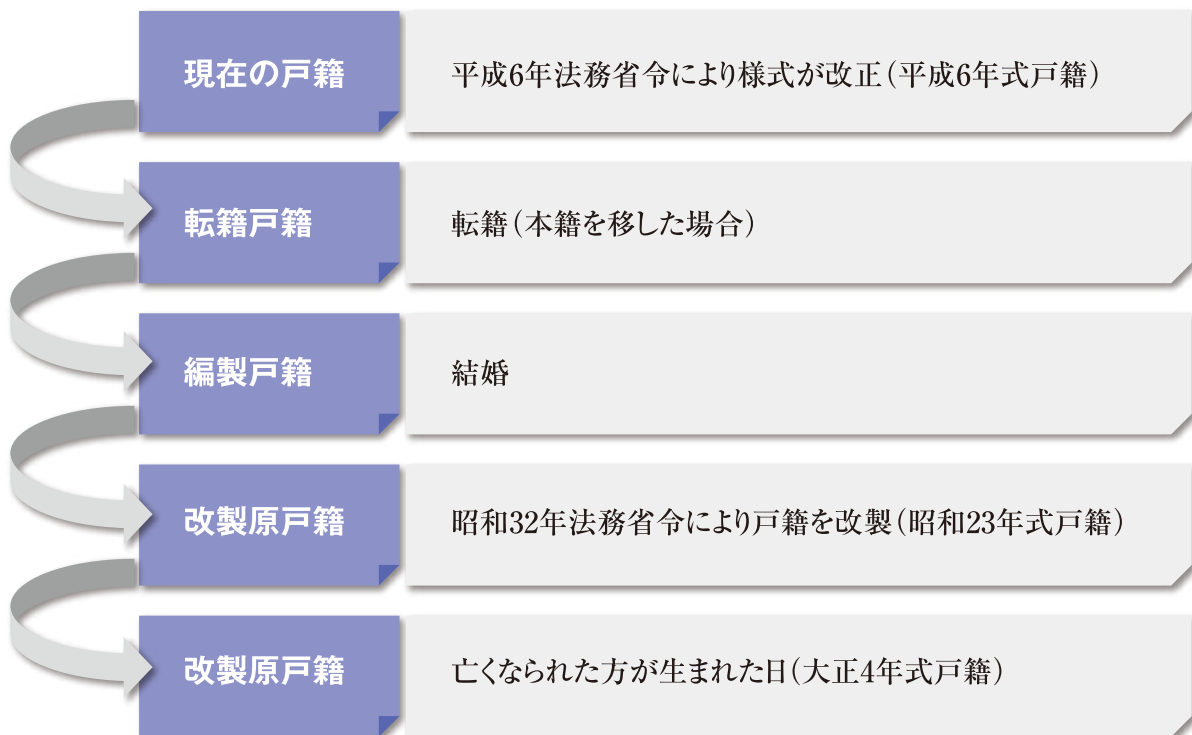
1. 亡くなられた方(被相続人)の戸籍謄本について

相続人を確認するためには、亡くなられた方(被相続人)が生まれたときから亡くなられた時までの連続した戸籍謄本が必要になります。

(一般の戸籍の他に、改製原戸籍が必要となる場合がありますので下記をご参照ください。)

※改製原戸籍とは、法改正などにより戸籍が新たに作り変えられたために使用されなくなった古い戸籍をいいます。

昭和23年以前の生まれの方などの例



この方の例では計5通の戸籍謄本が必要となります。

- ・ 戸籍謄本は、一番新しい戸籍(被相続人の死亡事実が記載されている戸籍)からより古い戸籍へと順番に入手するのが通例です。
- ・ 本籍地の市区町村役場の窓口で直接入手できます。
- ・ 郵便での申請も可能です。(申請書類や手数料は各自治体で異なりますので、事前に本籍地の市区町村役場に電話で照会するか、ホームページで調べることもできます。)
- ・ 本籍地の市区町村役場の窓口で直接申請する場合には、相続手続きのために使うことを伝え、その役場にある被相続人記載の戸籍謄本等すべてが入手できるよう依頼すると手間が省けます。
- ・ 相続関係手続きのために戸籍謄本等を収集するには「相続人関係図」を作成すると、その後の手続き等でも活用できますので、作成をお勧めします。(10頁の「相続人確認表」などをご利用ください。)

2. 相続人の方の戸籍謄本について

現在の戸籍抄本（あるいは謄本）のご提出をお願いします。

ただし、下記に該当する方の場合のご提出は不要です。

- (1) 亡くなられた方（被相続人）と同一の戸籍にいる方
- (2) 亡くなられた方（被相続人）の戸籍から結婚等で除籍されたが、現在の姓が亡くなられた方（被相続人）の戸籍から確認できる方

信金花子さんが相続人の例

信金花子さん（相続人）が水戸太郎さんと結婚した場合の例です。
（信金花子さんの親が被相続人）

親の戸籍の記載

- ・「〇年〇月〇日水戸太郎と婚姻夫の氏の新戸籍編製につき除籍」

現在の氏名

- ・水戸花子そのまま → 親の戸籍に記載があるため省略可
- ・千葉花子等、姓が結婚時の姓と異なる → 現在の戸籍謄本（抄本）の提出をお願いします。

3. 印鑑証明書について

- (1) 相続人全員の方の印鑑証明書のご提出をお願いします。（発行後3ヵ月以内のもの）
- (2) 海外に居住している方で印鑑証明書が取得できない方は、お取引店にお問い合わせください。



1. 相続の開始

相続とは、ある人の死亡により、その人の財産についての一切の権利と義務を、死亡した人の配偶者や、一定の範囲の親族が引継ぐことです。

死亡した人の権利や義務を引き継ぐ人のことを「相続人」、死亡した人のことを「被相続人」、相続人が受け継いだ財産のことを「相続財産」といいます。このように相続は、人の死亡によって開始されます。

2. 相続財産

相続財産の主なものには下記のようなものがあります。

- ・土地、建物
- ・現金、預金
- ・株式、社債等
- ・債務(ローン、保証債務、連帯債務等)

(注)その他さまざまな権利・義務があります。

3. 法定相続人

民法の規定では、次のように順位および割合が決められています。なお、被相続人の配偶者は常に相続人となります。

順位	法定相続人	法定相続分			
		配偶者	子供	直系尊属	兄弟姉妹
1	配偶者と直系卑属 (注1)	1/2	1/2	—	—
2	配偶者と直系尊属 (注2)	2/3	—	1/3	—
3	配偶者と兄弟姉妹	3/4	—	—	1/4
4	配偶者のみ	全部	—	—	—

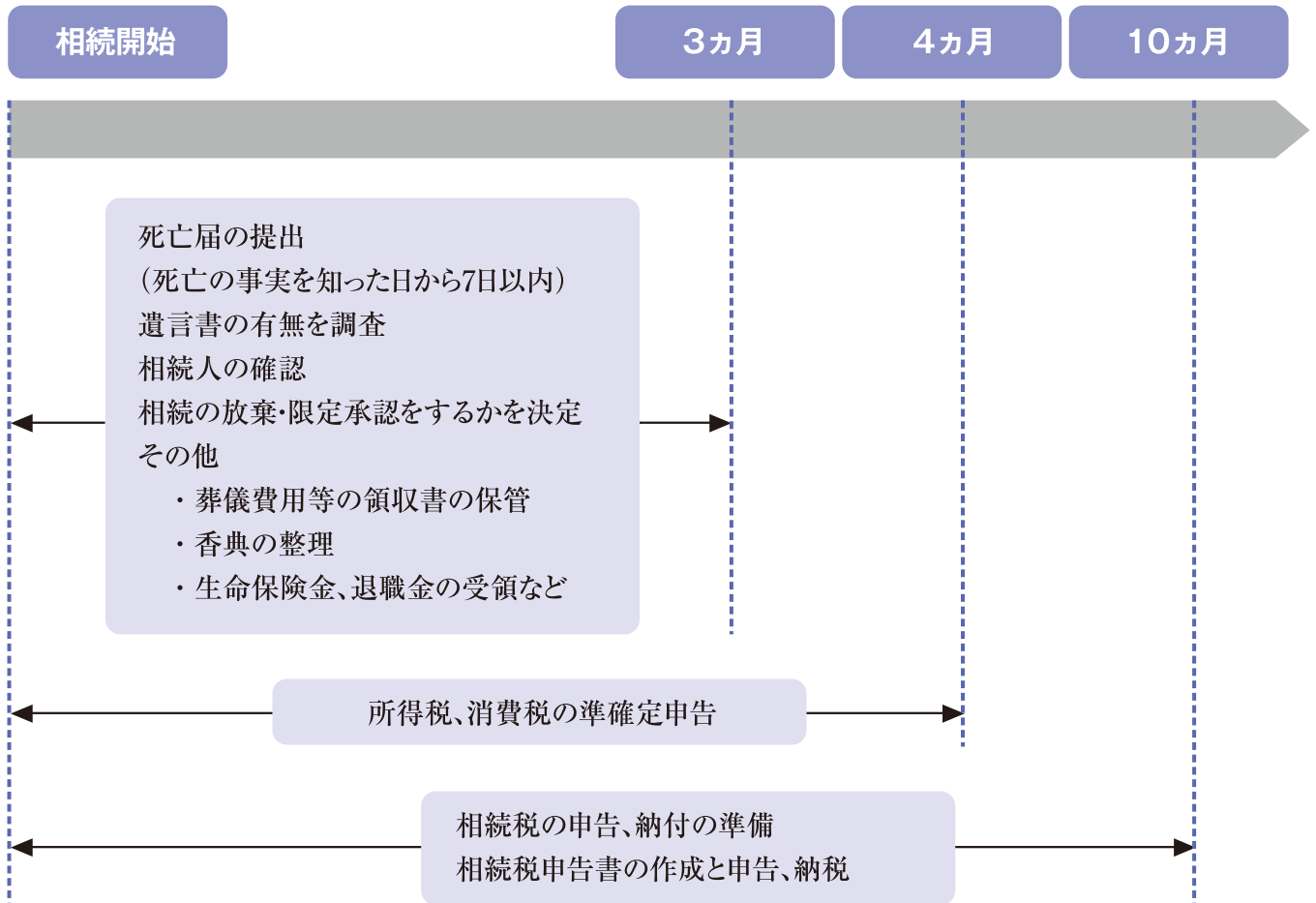
(注1)直系卑属:被相続人の子供(代襲相続人(注3)を含みます。)

(注2)直系尊属:被相続人の父母(または祖父母)

(注3)被相続人の子供が相続開始以前に死亡したり、欠格事由や廃除により相続権を失ったときは、その子供(被相続人の孫)が代襲して相続人となります。

また、兄弟姉妹の子供も代襲相続しますが、その子供以降は代襲相続しません(甥姪までは代襲相続します。)なお、代襲相続人の相続分はその親の相続分を均等分します。

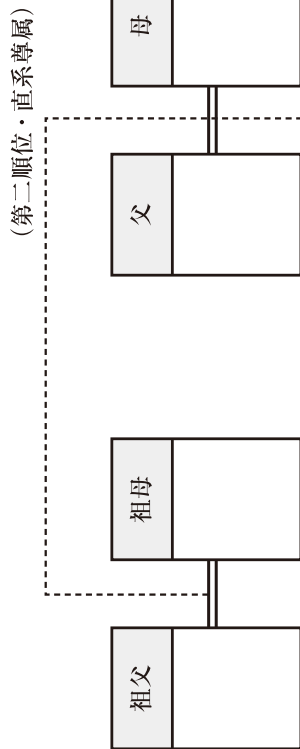
4. 相続開始から申告までの一般的な流れ



(注) 当金庫の相続預金の事務手続きについて期限はありませんが、お手続きが済みませんと預金の払戻しできません。お早めにお手続きをお願いします。

MEMO

相続人確認表



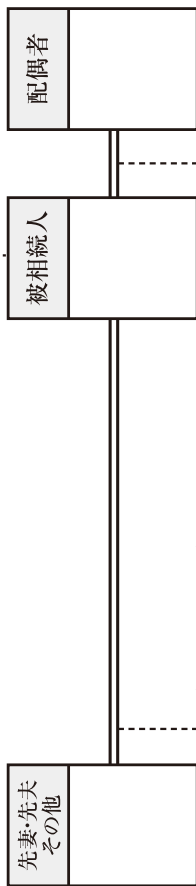
相続人の範囲

①配偶者は常に相続人になります。

②下記の方が配偶者とともに相続人になります。

- ・ 第一順位→子……………子が死亡している場合は、孫が代襲相続人となります。
- ・ 第二順位→父母……………(第一順位の相続人がいない場合)父母が死亡している場合で、
 祖父母が存命であれば、祖父母が相続人となります。
- ・ 第三順位→兄弟姉妹……………(第一順位、第二順位の相続人がいない場合)兄弟姉妹が死亡して
 いる場合は、甥姪が代襲相続人となります。

(常に相続人)



(第一順位・子)

(第一順位・子)

(第三順位・兄弟姉妹)

